

栃木県議会議長 青木克明 様

2009年5月15日

日本共産党

県議会議員 野村 節子

議会運営等の改善に関する申し入れ

この間の構造改革政治と急速な景気後退で県民生活はかつてない苦難に直面しています。こうした苦難から県民生活を守るために、県民の県政と議会にたいする要望は強まる一方です。とくに税金の使い方について、県民の立場からの十分なチェック機能を発揮すること、議会自らが率先して財政の節約と透明化をはかること、県民に開かれた議会への改革を推進することが急がれます。ついては、民主的議会運営と改革に関し、日本共産党として以下のとおり申し入れるものです。議長におかれましては真摯にご検討くださいますようお願いいたします。

記

1. 少数会派をも尊重する民主的な議会運営について

(1) 発言の自由を保障することは議会の機能を発揮する最大の要素であり、活性化の要です。一人会派も含め全会派に代表質問の機会を保障すること。また特例として一人会派の一般質問の持ち時間の分割を認めること。

(2) 議会運営委員会、各派代表者会議は全会派で構成すること。それが実現するまでは各派代表者会議の1人会派の傍聴・意見表明を認めること。以上、関連する会議規則ならびに内規改正を求める。

(3) 全員協議会の運営および各種検討会、その他会議の委員推薦については全会派公平に行い、少数会派を排除しないこと。

とくに5月18日開催予定の全員協議会について自由な質疑、発言を保障すべきところ3人以上の会派1人5分、1人会派3分と差別するのはやめること。また「議員定数、選挙区等の検討組織」については民主主義の根幹である選挙制度に関する問題であり、議会活性化検討会同様、全会派で構成すること。

2. 議会の経費節減について

(1) 政務調査費について、1人当たりの支給額30万円を5万円減額すること。

(2) 費用弁償について、公務諸費支給規定を廃止すること。

3. 議員政治倫理条例の制定について

県議会と議員への県民の信頼を構築するためにも、政治倫理の確立が不可欠となっている。すでに全国的には長崎、奈良、三重、宮城、広島、滋賀県などで政治倫理条例が制定されており、本県でも制定に向けた協議を開始すること。

以上